

ケアマネちゃんぽん

令和 5 年 5 月 1 日 発行

第 39 号

長崎市介護支援専門員連絡協議会報

発行責任者：長崎市介護支援専門員連絡協議会事務局

事務局住所：〒850-0951 長崎市国分町 8 番 29 号 ショートステイ女神乃里 内
TEL：095-878-2011 FAX：095-878-2021 E-mail：megaminosato1@ngs2.cncm.ne.jp

～目 次～

P1 会長 挨拶

P2・3 特集1 施設ケアプランについて

P4・5 特集2 生活保護制度の仕組み

P6 ケアマネかわら版

P7 トピックス・編集後記

P8 広告



長崎市介護支援専門員連絡協議会

会長

大町 由里

令和4年度は、「ケアプランの考え方と書き方」、「個別避難計画」において、役員の努力と介護支援専門員の皆様の協力のもとに目標を達成することが出来ました。本当にありがとうございました。

会長を務め7年の月日が経ちました。就任前は現場のケアマネジャーとして日々、“協議会の目指す姿”に対し、理想を描いたり、距離を感じたりしていた日々もありました。

16 年過ごしてきた居宅の現場から離れたことで、改めてケアマネジャーの仕事に対し、誇りと魅力を感じました。また、この1年は、サービス事業所の立場に立ち、ケアマネジャーが日々悩み、葛藤し、走り回り、利用者を思いやる姿を目の当たりにし、更に多くのことを学ぶことが出来ました。そして居宅の現場に戻ったいま、皆様と一緒に悩み、涙し、笑い合いたいと思います。

「ケアプランの考え方と書き方」は、そんな私たちがケアプランを作成することに前向きに取り組めるようにと話し合いを重ね作成してきました。そして、今後も毎年更新し、理想を追い続けていきます。

「個別避難行動計画」は、行政と共に連携を図り、全国でも理想となる介護支援専門員との協働の先駆けとして取り組んできたものです。今後も継続することとなるため、現場のケアマネジャーの負担とならぬよう、役員が率先し、効率性を図り、早急にシステム化してきました。

長崎市介護支援専門員連絡協議会の名の如く、私たちは長崎市の全ての介護支援専門員のために、事業の達成に向けて精一杯取り組んでいます。また、長崎市、長崎県共にケアマネジャーの代表として各会議に参画しており、すべてのケアマネジャーが一員であると考えています。そして会員の数はその力の指標となります。現在の会員数は居宅、施設等含め、長崎市における介護支援専門員の約半数です。一人でも多くのケアマネジャーが会員であることを心から願います。

ケアマネジャーが減少している中、多くの力が必要です。これからもパワフルに、私たちの資格をより強く、魅力あるものとするためにも、団結し、共に歩み続けていきましょう。

施設ケアプランについて

社会福祉法人 平成会

介護老人保健施設・ナーシングケア横尾

介護支援専門員 矢口 あけみ

介護保険法の目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等による要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が「**尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう・・・**」であることは周知のことと思います。

介護保険法の目的においては、居宅や施設と環境は違えども、ケアマネジメントの根本は同じです。ここでは、施設ケアマネの現状と取り組み、ケアマネジメントの視点等で一部例を通して説明したいと思います。



【施設におけるケアマネの役割】

施設に入所している利用者のニーズに応じて施設サービスが適切に提供されるようケアマネジメントすることです。これは、どの施設においても共通の役割です。

一概に施設といっても特別養護老人ホーム「以下（特養）という」、老人保健施設「以下（老健）という」、特定有料、介護医療院、介護療養型医療施設があり、在宅の位置づけではあるがグループホームや小規模多機能にも配置されています。それぞれに特性を持った施設であり、ケアマネとしてケアマネジメントすることは共通していることですが、入所等の入り口の段階の目的がある程度選択されていることが特徴と言えます。

施設のケアマネになって戸惑ったことの一つにインテークがあります。特養や老健には相談員が配置されています。最初の相談を受ける窓口が相談員なのです。他にも管理者が窓口になっていることが多いのではないのでしょうか。施設におけるケアマネの立ち位置が微妙と感じるところです。

ここからは、老健での実際の取り組みを例として取り上げながら説明したいと思います。

施設ケアマネの課題として、自宅訪問があります。居宅のケアマネと違い、担当件数が100人の入所者に対して1人の配置基準となっており、毎月の担当者会議の件数が30件以上、老健の強化型では入退所が多く一ヶ月間で新規が10件以上なんてこともあります。それでも機会を作り。出来るだけ訪問するようにしています。それでも自宅周りの環境把握が出来ない時は、インターネットでググることも度々です。また、コロナ禍においてはビデオ通話やオンラインを使用し面接や担当者会議を実施しています。

＜自立支援に向けた視点＞

80歳 女性 片麻痺 娘氏と二人暮らし。

家の中で杖を使用しての歩行状態の低下があり、リハビリ目的で一ヶ月程度の入所希望。

本人の意向：家の中くらいは一人で移動出来るようになりたい。

夜、頻尿でゆっくり眠れない。トイレに起きる度に娘を起こしてしまう。

ここでの最優先課題は、歩行状態の改善はもちろんですが、夜間の排泄問題は在宅において大きな課題となります。

そこで本人や家族と話し合いをして、日中はトイレを使用し夜間はおむつを使用することを提案しました。夜間の尿量に対してどの程度の吸収力が必要か尿取りパットのサイズを試してみました。

最初は衣類や寝具を汚したら・・・という不安が本人にはありましたが、汚さないための取り組みであることを説明しました。

丁度よい吸収力のパットが確認されたことで、もれの心配なく眠ることが出来て、日中の歩行状態にも良い影響が現れました。退所の際には尿取りパットのサイズ等の情報を提供することで取り組みが維持されています。

別件では、退院後自宅に帰った際、流し台で作業が出来るかどうか不安という人がいました。そこでリハビリの一環として、実際に味噌汁を作ってもらったこともあります。

老健では、専門職が多く配置されているところではありますが、生活に反映しないリハビリは意味がないと思っています。

足が弱っているから鍛えるだけではなく、トイレまでの距離なのか

買い物先までの距離を移動しないといけなのか等、具体的な目標が設定されたリハビリである必要があります。退所前には、居宅やサービス事業所と協同しカンファレンスを開催し在宅へつなげます。

およそ一ヶ月を目途に、その後の状態を確認し評価するためのカンファレンスを開催して、本人の生活状況やサービス利用状況、新たな課題の確認と解決策等を模索します。

退所され自宅に帰られても本人、家族、サービス事業所等との切れない関係作りも大事だと考えます。

【2021年度の介護報酬改定で新たに自立支援促進加算】

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院を対象に新たに加算が加わりました。

自立支援や重度化防止、尊厳の保持につなげる施策の一環を担っています。自立支援促進に関する評価・支援計画書の内容に、尊厳の保持に資する取り組みや本人を尊重する個別ケアなどの項目があります。尊厳を評価の対象としたことで、今まで介護保険法の目的の一つであった尊厳をより身近に感じながら支援する必要を感じています。

施設ケアマネの実態をみると居宅から施設への異動、施設ケアマネのみの経験者、施設によっては兼務など置かれている立場はそれぞれ違いがありますが、一人ケアマネが多く研修会も少ないのが現状です。長崎市の連絡協議会への入会も少ないと聞きます。施設のみの研修も大事ですが、居宅合同の研修にも参加して介護保険の動向等知ること必要だと思います。

施設の中では一人だけれど、研修を通して仲間を作りましょう。



生活保護制度

長崎市福祉事務所 生活福祉1・2課

(1) 目的

生活保護は、国が日本国憲法第25条や生活保護法に基づいて、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために設けられた制度で、その申請は国民の権利です。資産や働く能力などを活用しても生活に困る方に、必要な保護を行い生活の維持や自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

(2) 保護の要否

国が定めた基準（最低生活費）とその世帯の収入とを比較して、その世帯の収入だけでは最低生活費に満たないときに、その足りない分を補うものです。

(ア) 保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

※収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

(イ) 保護が受けられない場合

最低生活費	
収入	

※収入が最低生活費を上回るため、保護が受けられない場合があります。

(3) 最低生活費（基準額）の例示

最低生活費（基準額）は世帯構成員の年齢や人数、加算の有無等によって異なります。国の見直しもあるため、詳細な金額については個別にお尋ねください。

世帯状況	生活扶助基準額	住宅扶助基準額	基準額計
(単身) 70～74 歳	69,530 円	36,000 円	105,530 円
(単身) 75 歳以上	65,470 円	36,000 円	101,470 円
(2人世帯) 80 歳、75 歳	105,250 円	43,000 円	148,250 円

(ア) 住宅扶助について

- ・持ち家の場合は支給されません。
- ・実際の家賃の方が低い場合は、実際の家賃額が支給されます。

(イ) 世帯の収入だけでは最低生活費（基準額）に満たない分が生活保護費となります。

(4) 保護の種類

保護の種類は次の8種類の扶助に区分されています。また、要保護者の自立に向け、その人の状況に応じた就労支援を行うほか、子ども達への学習支援も行っています。

種類	内 容
生活扶助	衣食その他、日常生活に必要な費用（飲食物、光熱、衣料寝具、移送費など）
教育扶助	義務教育に必要な費用（学用品費、給食費など）
住宅扶助	家賃、地代、住宅の維持・補修に必要な費用

医療扶助	病気の治療などに必要な費用
介護扶助	介護などに必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	商売を始めたり、技術を覚えたり、就職するときに必要な費用、高校等就学の費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用
その他	就職を理由として保護廃止となった者に対する就労自立給付金 大学等に進学する者に対する進学準備給付金

(5) 保護申請の流れ

- (ア) 保護を受けようとする本人、家族などが来所または電話で相談（各総合事務所）
- (イ) 相談員による面接・相談
- (ウ) 申請、必要書類の提出
- (エ) 保護決定の要否に係る各種調査の実施
※収入・資産・稼働能力・生活実態等の調査、扶養義務者への照会等
- (オ) 保護の開始または却下の決定

(6) 保護申請時の手続き

- (ア) 申請時にお持ちいただきたいもの（家族全員分の）
 - 預金通帳（銀行、郵便局、農協、漁協等）
 - マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
 - 給与明細書（直近3ヶ月分）
 - 各種年金、手当などの証書及び通知ハガキ
 - 健康保険証、被爆者健康手帳、生命保険証
 - その他、収入・資産がわかる資料 等
- (イ) 注意事項事項
 - 生活保護は暴力団員に対しては適用できません。急迫した状況にある場合を除き、申請を却下することとなります。
 - 保護受給中の被保護者が暴力団員と判明した場合も保護廃止を検討します。



(7) 被保護者の義務

- (ア) 生活上の義務
働ける方は能力に応じて働き、収入が増加するようはげみ、自ら健康の保持及び増進に努め、生活の維持向上に努めなければなりません。
- (イ) 届出の義務
収入や資産の保有状況、家族の状況や構成などが変わったときは、すみやかに福祉事務所長に届け出なければなりません。
- (ウ) 指導・指示等に従う義務
福祉事務所長から生活の維持・向上、その他保護の目的達成に必要な指導・指示を受けたときはこれに従う義務があります。なお、これらの指導・指示に従わないときは、保護の変更、停止または廃止をすることができることになっています。

(8) 問い合わせ先（長崎市福祉事務所）

中央総合事務所（生活福祉1・2課）	長崎市魚の町4番1号	電話：829-1144
東総合事務所（地域福祉課生活福祉係）	長崎市矢上町8番21号	電話：894-1247
南総合事務所（地域福祉課生活福祉係）	長崎市布巻町111番地1	電話：898-7860
北総合事務所（地域福祉課生活福祉係）	長崎市琴海村松町703番地14	電話：814-3400



ケアマネから版

「ストレス解消」

ペンネーム：ムーミンパパ

ケアマネの仕事は利用者さんの愚痴を聞いたりすることも多く、また、色々な利用者さんがいるので、その方に合せた対応をしないとイケないため、ストレスを多く感じている方も多いと思います。

私のストレス解消法は、息子たちが小学校、中学校、高校とサッカーを続けているので休みの度に練習試合や公式戦の応援に行くことでした。そんな子供達も学校を卒業し、就職したためストレス解消ができなくなってしまいました。

心に癒しをと、猫を飼おうかと思いましたが、生き物を飼うのにも覚悟があるので色々考えていたらちょうど、実家よりウーパールーパーの産まれたての稚魚を3匹貰ったと連絡があり、1匹を私が引き取ることになりました。名前はルーちゃん。今は体調2cmで、まだ手も足もありませんが顔はウーパールーパーです。

上手に育てると5年～10年は生きるそうなので、今後はルーちゃんに癒され心に余裕を持って利用者さんの支援をさせていただこうと思っています。

「利用者と座る待合席」

ペンネーム：厄年うさぎ

健康診断で再検査が続き、初めは「ただの飲みすぎか…」安易に自己解決。

食事内容の見直しの助言を受け食事表を見て徹底改善…しかし再検査続き内服開始。担当利用者さんと顔馴染みの待合室。「また来たとね～治さんば仕事はされんたい」複雑な気持ち…。

テスト合否を願うような思いで採血結果を待つ。

「先生！内服増やして治します」と医師に訴えるが「腎臓病ステージ…」

「ステージ？ええ！私病気？」病名が脳内アセスメントに追記される。定期受診の始まりか…。

長期目標は「体重を減らす」にしておこうと仕事脳が動く。これは長期の目標になりそうだ。

暖かくなり運動しやすい季節が到来した！仕事に追われ利用者に愛を注ぐケアマネジメントも大事であるが、自己マネジメントに目を向けて介護予防に精進しようと決意している。

「ブルーインパルス ありがとう」

ペンネーム：WBC 最高

西九州新幹線が開業した 2022 年 9 月 23 日、ブルーインパルスによる記念フライトが行われた。

2014 年 10 月の長崎国体以来の長崎飛行。しかし、前日のデモフライトとはうって変わったの悪天候。

中止の話も出たようであったが、演目を変更し、長崎の空を飛んでくれた。

私も何にでも興味を持つ高齢の母を連れて大波止ターミナルへ。10 分遅れでスタートし、約 20 分間 6 機の機体が空を舞った。人だかりの中、ジェット音に空を見上げる母であったが、マッハ 0.9(時速 500～600 km)一瞬の飛行に中々ついていくのは大変だった様子。

母には後からスマホで撮った動画をゆっくり見せた(笑)雨模様、それでもひとめ見ようと駆けつけた長崎中の人々、そして県外からも人・人・人!!

混乱を招いた 1 日であったが、私にも母にとっても忘れられない 1 日になった。

そして、長崎にとっても特別な 1 日になった事だろう。

「介護現場に多いカスタマーハラスメント」

トピックス

近年、業界を問わず「カスタマーハラスメント」という言葉が取り上げられるようになってきました。介護業界でも、ご利用者やご家族等からの、暴言や許容範囲を超えたクレームや迷惑行為に悩まされる場合があります。

これが「カスタマーハラスメント（カスハラ）」です。

介護現場にカスタマーハラスメントが多い理由として、ご利用者やご家族が、介護職員は何でもしてくれると思いこんでいる場合や、介護職員が少々のことには耐えなければいけないと誤解している場合があります。

カスタマーハラスメントに対しての知識や対策を備えることで、適切な対応ができるようになります。

「ご利用者やご家族に、細かな状況報告をすることで安心感を与えるよう意識する」

「マニュアル作成し職員で共有する」「ご利用者やご家族にもハラスメントに値する可能性があることを理解して頂く」等の対策を行い、「カスハラ」のない介護の現場を目指しましょう。

文責：溝口 真由美



～事務局だより～

新年度に入り6月には長崎県協事務局による令和4年度の更新手続きが準備されています。事業所の変更などありましたら更新手続きの際にご活用下さい。変更されたデーターは長崎県協事務局を通じ長崎市協事務局に送られますのでご安心下さい。

(女神乃里 石田 清夏)

～編集後記～

(文責：永富 幸美)

今回は、施設ケアプラン、生活保護、カスタマーハラスメントについて掲載しました。3月にケアプランの基本的な考え方と書き方研修会も開催され、参加された方も多いと思います。ケアプランや利用者に関わる様々な制度について改めて振り返り、研鑽することが大切だと思いました。

コロナの制限も緩和されてきました。リフレッシュの時間を持ちつつ、今後も感染対策しながら頑張っていきたいと思います。

南部	会長兼ブロック長	大町 由里 (さゆり会ケアマネジメントセンター女神)	(広報委員長) 松尾 智香子 (長崎記念病院指定居宅介護支援事業所) (広報委員) 八木 一夫 (長崎ダイヤモンドスタッフ在宅介護サービスセンター) 山口 美穂 (居宅介護支援事業所 緑風) 永富 幸美 (長崎市片淵・長崎地域包括支援センター) 溝口 真由美 (長崎市社会福祉協議会) 堺 麻衣子 (居宅介護支援事業所 新里城栄) 笹田 典子 (介護付有料老人ホームサンハイツ富士見)
	副ブロック長	西本 美佳 (長崎市南部地域包括支援センター)	
	副ブロック長	太田 光康 (小規模多機能型居宅介護サンプライト上小島)	
中央	副会長兼ブロック長	松尾 史江 (ケアプランセンターゆめライフ)	
	副ブロック長兼研修委員長	馬場 大輔 (みらい社会福祉士事務所)	
	副ブロック長	水頭 正樹 (居宅介護支援事業所 牧島荘)	
北部	ブロック長	迫 久美子 (ケアサポート春)	
	副ブロック長	水口 綾 (長崎市琴海地域包括支援センター)	
	副ブロック長	和田 公一 (ケアプランセンターいと…結系…)	
	副ブロック長兼書記	田中 秀和 (社会福祉法人 平成会)	
施設	ブロック長	野濱 真悟 (社会福祉法人 致遠会)	
	副ブロック長	松原 尚也 (介護老人保健施設ナーシングケア横尾)	

き よう ごう どう ほう りっ じ む しょ
崎 陽 合 同 法 律 事 務 所

TEL 095-827-3535

司法と福祉との連携

こんなことでお困りではありませんか？

*** 取 り 扱 い 業 務 ***

◆個人向け

成年後見・遺言・遺産分割・死後の事務対応・不動産の処分・離婚・その他高齢者障害者に関わる法律问题・・・etc

◆法人向け

顧問業務・労務管理・クレーム対応・債権回収・契約書等のチェック・講義研修依頼・・・etc

介護支援専門員の方からの利用者及びそのご家族に関する相談（成年後見・遺言・遺産分割 etc）は、無料で受け付けています。まずは、下記eメールまでご連絡ください。

私たちが対応します！

弁護士 石 井 精 二

弁護士 今 井 一 成

弁護士（社会福祉士・精神保健福祉士）

伊 藤 岳

（長崎県弁護士会所属）



崎 陽 合 同 法 律 事 務 所

〒850-0876 長崎市賑町5番21号

パークサイドトラヤビル401

TEL 095-827-3535

FAX 095-823-0616

ホームページ www.kiyougoudou.com/

伊藤 e メール gaku-social-lawyer@outlook.com